

令和元年度第3回唐津市男女共同参画推進協議会 議事録

1. 開催日時 令和元年 9月25日(水) 14:00~16:05
2. 開催場所 唐津市役所大手口別館 5階会議室
3. 出席委員 池田会長・浦郷委員・竹永委員・谷口委員・中島委員・能隅委員
松本委員・吉村委員・[計8名]
4. 欠席委員 石山委員・斧山委員・久保委員・合田委員・坂口委員・田坂委員・田代委員
[計7名]
5. 事務局 男女参画・女性活躍推進課 船岡課長、森係長
6. 審議の内容

(事務局) 定刻前ではございますけれども、ただいまから唐津市男女共同参画推進協議会を開会いたします。本日はお忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日欠席が多数いらっしゃいまして、石山委員、久保委員、坂口委員、田坂委員、田代委員と合田委員と副会長の7名様からの欠席のご連絡ということになります。

ただいま傍聴者はいらっしゃいません。(このあと傍聴者1名入室)

本日の会議はお手元にお配りしております次第に沿って進めてまいりたいと思いますが、議事に入ります前に、前回の会議でご意見をいただいたものについて、少し回答をさせていただこうと思っております。

こちらのほうですが、性差という部分が気になるというようなご意見をいただいております。「性差を踏まえた」を、現段階では「男女の違いを踏まえた」に置きかえております。前回では、「性に対応した」というご意見をいただきましたけれども、性的なものに連想しがちではないかということで、私どもで、「男女の違い」という、文章は長いですが、わかりやすい表現に変えております。こちらはご検討いただきたいと思います。

次に、目標値のご意見いただいております。一番最後のページの目標値よりも現状値が高くなっているということでご意見をいただいております。

(会長) 現状値が高く、目標値より現状が高かった。

(事務局) 現状値が、高齢者見守りネットワーク事業協力事業所数を例で申し上げますと、100の事業所と現状してございまして、目標値が83事業所だということで、こちらは間違いではないかという問いでございました。それは、高齢者福祉計画・介護保険事業計画が、平成28年から令和2年までの5年間の計画期間として動いていた中で、既に目標値を達成したということでございまして、計画では82が目標値だったものですから、そのまま出ておりました。ですが、達成したものを、またうちの計画の活動指標に入れるのは

ふさわしくないということで、上回っている分については削除したいと思います。

つまり、2つ該当のものがございました。高齢者見守りネットワークの事業協力事業所数というのが一つ上回っております。それと認知症サポーター養成講座受講者数というのが上回っておりましたので、この二つは削除させていただいて、その部分の活動指標は、3つの計上ということで進めたいと思っております。

次に、子どもの貧困が地域によってわからないかというご質問を受けていたかと思えます。子どもの環境調査を平成30年に行っておりました。唐津市内の小学5年生と中学2年生、その保護者を対象としたものでございました。

答えとしては、地域別にわかるかということ、わかります。校区を選別する部分がございますので、校区区分ということでわかるんですけども、現在まだ公開をされていないことと、必ずしも高い数値が貧困の度合いが高いということではないということで、その因果関係について担当課が精査中でございます。数値はいずれ公表することとなると思えますが、今回は校区別に、地域別にわかるかということでは、わかりますという回答だけにさせていただきたいと思えます。

それともう一つ、企業に対する啓発状況はというご質問がありました。基本計画で今回説明する部分がございますので、その中で説明をさせていただきます。

それでは、議事に入らせていただきます。本日は第4次計画、基本計画の3と4についてご意見をいただきたいと思えます。

それでは、唐津市男女共同参画推進協議会設置要綱第6条により、会長が議長となっておりますので、池田会長に議事を進めていただきたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

(会 長) 皆様こんにちは。本日は民生委員の会議と重なったこともありまして、かなり多くの欠席の方がおられます。ということは、皆さん方の手を挙げていただく回数がその分増えるということでございまして、皆様方、今日も忌憚のない、どんなご意見でも構いません、参考にさせていただける皆様方のお考えをぜひとも発言していただきたいと思えます。

それでは、第4次計画の案につきまして、事務局に説明をお願いします。

(事 務 局) 使用する資料の確認でございます。まずこちら、今日机の上に配っておりましたA3判の計画の体系図をお手元にご準備ください。それと事前にお送りしておりましたこちら冊子です、第4次計画の案という冊子をお手元にご準備ください。今日お持ちでない方がいらっしゃいましたら、お手をお挙げください。よろしいでしょうか。

それでは、資料の説明に入っていきます。

今日は、基本目標の3と4、A3横で行きますと、この3の男女がともに働きやすい環境づくり、それから、4の男女間の暴力（DV）のない社会づくりについて、それぞれ説明をいたします。計画書をご準備ください。

1ページをお開きください。

基本目標3、男女がともに働きやすい環境づくり。こちらが、働くことを希望する女性が個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指すための取り組みをまとめたものです。基本的な考え方としましては、ここに書いてあるとおりですけれども、人口減少、それから老年人口の増加、生産年齢人口の減少など、これは唐津市でも進んでおりまして、また、核家族化が進行しております。その関係で、家庭生活における家族1人当たりの負担が大きくなっております。また、共働き世帯が増加している中で、家事ですとか、食事の準備、育児、介護、やはりそれは女性が多くを担っていて、働きながら家事、育児、介護をする女性にとっては大きな負担となっております。ここにありますように、男性の育児、家事への参加は増加しているものの、やはり男女がともに仕事と家庭と地域生活を両立させるワーク・ライフ・バランス、これは今までもさんざん言われておりますが、やはりまだ実現には至っておりませんので、4次計画でもこの取り組みを推進していく必要がございます。

働くことにおきましては、農林水産業ですとか商工自営業、こういった方は家庭と仕事の区別が難しいことから、会社に勤めている方とはまた別の視点で考えていく必要がございます。さらに、女性が妊娠・出産でキャリアを中断したりということが、どうしても男性に比べて多い状況でございますので、各個人の意識の向上だけでなく、男性中心の労働慣行ですとか、長時間労働を前提とした職場風土の見直し、あとは柔軟な働き方、今働き方改革が言われておりますけれども、あとは男女がともに育児・介護休業を取得しやすい就労環境の整備を推進することとします。施策の方向は下にまとめているとおりで、職場における男女共同参画と女性活躍の推進、それから農林水産業、商工自営業における男女共同参画の推進、ワーク・ライフ・バランスの推進を施策の方向としてまとめております。

2ページをお開きください。

目標3に対する成果指標、5年後にどういったことを目指すかということですが、3の（1）というところです。市内事業所の女性の活躍推進佐賀県会議の会員登録数、この女性の活躍推進佐賀県会議とは、下のほうに注釈をつけておりますが、佐賀県の経済団体が中心となりまして女性の活躍を推進していこうという団体で、唐津市もメンバーとして入っております。ここの会員登録数をまず増やすということ。

それからその下、これは3の(1)、3の(2)、3の(3)というふう
に後で段を整理したいと思いますが、3の(1)に対する目標としては、市
内企業の女性管理職、課長職以上の登用率を上げるということ。それから
3の(2)として、女性農業委員の数を増やすということ。3の(3)とし
て、ワーク・ライフ・バランスの認知度、それから保育所の潜在待機児童
数を減らすということを掲げております。

今日、机に1枚、計画書案2ページ修正※3というのをお配りしてあり
ますが、事前にお配りした潜在待機児童の注釈の表現が誤っておりました
ので、今日お配りしているものに差しかえをお願いしたいと思います。潜
在待機児童とは、日常の移動手段で自宅から30分圏内に入れる保育所があ
るんですけども、何らかの事情で希望する保育所に入所できない児童の
ことを指します。こちらのほうに差し替えをお願いいたします。こういっ
たものも取り組みによって解決、数字を上げていきたいと考えております。

それから3ページ、職場における男女共同参画と女性活躍の推進という
ところで、現状と課題はここにまとめているとおりですけれども、法律と
か制度で女性が働く環境は整備されてきましたけれども、やはり昇進、昇
給、それから賃金など格差が依然ある状態です。市内企業の女性の役職者
もやはりまだ少ない状況です。そしてまた、核家族化が進行して共働きが
増えていることもありまして、男性、女性問わず育児・介護、それから家
事に配慮した勤務時間の設定もなお一層求められています。男女がともに
働きやすい職場づくりのために、男性中心の職場風土の改革、あとは女性
を積極的に登用すること、そういったことに対して経営者や管理職の意識
が変わるよう、意識改革に取り組むとともに、女性自身が希望に応じた多
様な働き方ができるように支援をしていきます。また、2019年6月に労働
施策総合推進法が改正されまして、職場でのパワーハラスメント対策が事
業主の義務となっております。セクハラ対策も強化されてまいりました。

本市でも、ハラスメントに対する相談窓口の設置ですとか、社内規定で
ハラスメント防止に取り組んでいる企業も多数ございますが、一方でまだ
取り組みが進められていないというところも多数見受けられます。こうい
ったハラスメント防止対策の啓発などにも、今後積極的に取り組んでいく
予定です。

次に4ページです。

ここはアンケート調査から得られることを整理しているものです。

5ページをご覧ください。

具体的な施策としましては、まず施策の1、男性中心型労働慣行等の見
直しと女性の登用促進ということで、主に広報啓発の推進、それから職場
環境づくりの推進に取り組んでいく予定です。

これまでもいろいろ国の制度などの広報は、市でやってはきているんですけども、ここでは市が経営者ですとか管理職の意識改革に向けた情報発信、それから情報提供に積極的に取り組んでいくということを掲げております。あとは事例を紹介することで、取り組んでみたいと思っている企業の参考になるように、情報発信にも力を入れていきます。

それから、男女がともに働きやすい職場環境づくりの推進ということで、女性の管理職登用や従業員の子育て、介護支援などに取り組む事業所への奨励制度を検討するということで、まだ唐津市では取り組めていないのですが、国や県では、女性の登用促進とか子育て支援をしているところに何らかのメリットみたいなもの、入札の加点があったり、そういうことをやり始めているので、唐津市でもそういったことを、入札の担当課なども含めて、何かメリットみたいなものを検討していきたいと考えております。それから、施策の2がハラスメント防止対策の推進、ハラスメントがいけないことだということを、労働関係の部署である商工振興課と男女共同参画担当課で情報提供、啓発等を進めていきたいと考えております。

活動指標は、女性活躍推進のための取り組みの状況の割合ということで、これは企業アンケート調査から得られた数字ですが、5年後の調査の時点では、最低でも5割は取り組んでいるというところを目指したいと思っております。

次に6ページをお開きください。

農林水産業、商工自営業における男女共同参画の推進ということで、農業分野におきましても女性が経営者、または主に家族従事者として生産や経営の重要な担い手となっております。しかし、農林水産業ですとか商工自営業というのは、時間的にも空間的にも非常に仕事と生活の区別がつけにくく、特に女性は仕事の間に家事もしていて、非常に長時間労働になりやすくなっています。また、性別や世代による固定的な役割分担意識、そういったものに基づく慣習とか慣行が根強く残っていることから、経営とか物事を決めるというところに女性が参画することが非常に難しくなっております。女性が男性と対等に経営に参画できるようにするために、これは農業において、家族経営協定というものがありますので、まずはそういったものがあるということの普及ですとか締結の支援、女性の技術や能力の向上に向けた情報提供に努めてまいります。

また、女性が就業を再開しようとしたり、起業をしようとするときには、男性とは異なった困難に直面することがございますので、相談窓口ですとか情報提供やセミナーの開催など、そういったことも情報提供に努めてまいります。

具体的な施策としましては、働きやすい労働環境の整備と経営への女性

の参画、そして、まずは講座、国がやったり県がやったり、いろいろ労働局がやったりいろんなところでやっておりますので、そういった情報を集めて情報発信していくということ。

それから、農林水産業において、労働環境の整備ですね、従事時間の適正化とか、定期的な休日取得、職場環境の整備なども指導していきます。

あとは家族経営協定、先ほども出てまいりましたけれども、下のほうに説明がございますが、家族経営協定とは、農業経営を担っている世帯員相互のルールを文書にして取りまとめたもので、例えば休日の取り方ですとか、労働時間とかというようなこととか、そういったものを明確な取り組みをするというものです。その支援を行う。あとは交流促進と後継者育成というところで、異業種間交流、ネットワークを通じた地域の活性化と後継者の育成ですね、大きな問題ですけども、この支援を行います。

次に女性の就業、起業、7ページをご覧ください。

女性が就業、起業する場合の情報提供、能力開発セミナーなどいろいろなところで行われております。こちらのほうの情報を集め、発信し、必要に応じて私たちでもできることから思っておりますけれども、そういった開催も検討していきたいと思っております。あとは女性の起業、経営相談窓口の開設。あとは女性のスキルアップの促進、これは主に農業分野におけることですけども、経営の多角化、複合化、6次産業化といった支援を行います。

活動指標は、家族経営協定の締結数、ここ空欄になっておりますが、記入をお願いします。現状値が153件、これは平成30年6月です。そして目標値が197件。それで家族経営協定に関して農政課、それから農業委員会が所管をしております、聞き取りをして速報の数です。153件というのは、女性の経営者に関することだけだったので、当然、家族経営協定は男性だけでしてあるところとかもありますから、もう少しこの153件という数字は、家族経営協定という全体で見ると上がってくると思います。なのであくまでも今のは現状値、参考値とお考えください。

あと197件という目標値ですが、これは国がもともと計画の中で家族経営協定の締結数を定めているんですけども、それと同じ率で唐津市が上げた場合はということで197件という数字を参考でお示ししております。

それから起業支援等に関するセミナー、現在開催できておりませんが、今後5年間で年1回ずつぐらいは開催していきたいと考えております。

次に8ページをお開きください。

ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭と地域生活の調和の推進）。女性が社会進出する上で、男女がともにワーク・ライフ・バランスを両立させることが非常に重要です。ワーク・ライフ・バランスという言葉自体は知

っている方もかなり増えてきておりますけれども、やはり知ってはいるんだけれども、行動がなかなか伴っていないといいますか、やはり家事は女性の負担が大きいというところがありますので、まだまだワーク・ライフ・バランスが男女ともにとれているとは言えない状況です。

特に、子育てや介護は、家庭生活において非常に負担になりますので、こういったことが8ページの下の方女性就業が困難な理由のところ、やはり家事、育児・介護などと仕事を両立ができにくいからというのが困難な理由として挙げられておりますので、そのあたりの支援が必要だと思います。男女がともに家族の一員としてワーク・ライフ・バランスを推進するために、育児や介護をしながら安心して働けるような支援に、さらに取り組んで参ります。

9ページをご覧ください。

まず施策の1は、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発と情報提供ということで、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発・情報提供の実施、こちらを引き続きやっていきます。それから施策の2、仕事と子育て・介護を両立できる環境の整備ということで、まず子育て支援の充実、さまざまな保育の充実を、現在もしていますがさらに継続してやっていきます。

それから企業への人権教育啓発の推進ということで、メンタルヘルスですとか労働時間、あとはハラスメント等の人権侵害、このあたりの人権啓発を推進する。それから介護支援の充実ということで、介護離職が非常に問題になっておりますが、介護をきっかけに仕事を辞めなくても済むように、さまざまな支援制度に取り組む予定です。

活動指標は、今まだ検討するとしておりますが、現在子育て支援課で子ども・子育て支援計画の策定が進められております。そちらのほうとすり合わせをして、子育て支援に関する指標をこちらには掲載したいと考えております。

以上が基本報告の3の説明になります。

(会長) ありがとうございます。

では、本日は皆さん方のお宅に届けられました第4次計画の基本目標の3と4、この二つだけご意見をいただくことになります。時間が2時から4時までですから、あと90分ほどございますので、まずこの基本目標3について。これはこうした方がいいんじゃないのというご意見でも、質問でも構いません。まずは皆様方に事務局の説明を聞いていただいて、唐津市としてはこういう基本理念でもって、こういう施策を打ち出していこうと思っているということ、まずは理解していただくことが大切でございます、その理解の上で、お気づきのことがございましたら、一つずつやっていきたいと思います。

まず、3ページ目の職場における男女共同参画と女性活躍の推進、この最初の1ページ目から始まって5ページまで、この間、どなたかご意見、もしくはご質問ございませんか。特に商工分野でございますので、現実的にはこういうところが難しいんですよなどというご意見をいただけたら非常に参考になると思いますが、●●委員いかがでしょうか。「こげん書いてあるばってん、それは無理」みたいなことでも構いません。もしくは「うちではこういう取り組みをやっていますよ」というアイデアでもいただければと思います。いかがでしょうか。

(委員) 労働基準法が改正になって、かなり各企業さんのほうでも就業規則の改正あたりが進んでいると思いますし、私どもの職場でも介護休暇をとったり、子どもの育休をとったりとか、結構やっちはいるんですけども。

(会長) 育休は男性がとられるんですか。今おっしゃった育休は女性ですか。

(委員) 男性がとりました。子どもの看病ということで、病気関係ですね。

(会長) 私から一つ事務局に質問なんですけど、5ページ目で入札の基準に男女共同参画の取り組みを入れるというのは、これは目の前の、仕事をとるかをとらないかというところに、その基準を一つ入れるというのはすばらしい、ぜひとも入れていただきたい。他の自治体では、消防団に参加しているか、していないかという地域貢献の基準があって、それを満たすか満たさないかで、とれる、とれないが大きく違いますので、ぜひとも、まだ検討段階で、ほかの課との調整もと言われましたけれども、これはもうぜひとも、民間企業を一番効果的に動かす手段になると思いますので、これは実現させていただきたい。

皆さん、いかがですか。

(委員) 質問してもいいですか。

(会長) はい、どうぞ。

(委員) 一番上、広報活動で雇均法はわかるんですけども、パートタイム労働法の広報、具体的な中身は何でしょうか。

(会長) 5ページ目の上ですね。

(会長) パートタイム労働法は、パートタイムにも年休を与えましょうとか、常勤の労働者と同様の権利を与えるのがパートタイム労働法だったと思うけれども。

(事務局) そうですね、雇用均等法とパートタイム労働法などの広報啓発としか書いていないので、おそらく、先生がおっしゃることだと思います。

(委員) 報奨制度を今から考えるというような話が出たんですけども、結局、女性活躍推進法とかで、「えるぼし」とか、それから子ども子育てとかありますよね。来る前に調べてきたんですけども、やっぱり唐津市内でもほんとうに数は少ないんですけども、取得されている企業があります。そうい

うところを紹介したり、そういうのをとったところには、先ほど言われた制度がありますよということでの推進はできるのかなど。

(事務局) ありがとうございます。

委員からの前回の宿題について回答します。唐津市として3次から4次に向けてどういう取り組みをしてきたんだということでした。3次にも、働く場での意識啓発というのは掲げてはいたんですけども、やはり情報提供とか、国・県の情報をホームページで出したりとかにとどまっておりました。

ただ、平成30年3月に女性活躍推進計画を唐津市も策定しました。それで今年1月に初めて地元企業である、唐津土建工業株式会社の取り組み事例をもとに、あとは上場商工会青年部と東商工会青年部の経営者の方にも入ってもらって、地域でのさまざまな取り組みを皆さんに知ってもらう場を初めて設けました。もともとは経営者の意識啓発をするというところで集まっていたいただいたものです。

あとは委員からご紹介いただきましたように、「えるぼし」「くるみん」も、それぞれJAからつと唐津土建工業が取得をそれぞれされて、今年の3月に認定されましたので、市のホームページという限られたメディアではあったんですが、ご紹介させていただいております。

そのほか、佐賀県が実施している「さがさいこう表彰」という知事表彰がありますが、その中の女性活躍推進部門で、上場商工会に加盟されているのバズ・プランニングという化粧品・デザインの会社と、唐津土建工業がイクボスという、部下を育成するボスという取り組みが優れているということで今年表彰されました。そういうことをまずは、市役所が持っているメディアで紹介しています。引き続きもっと力を入れてやっていきたいと思います。

(会長) ありがとうございます。

では皆様、施策の1について質問でもご意見でも構いませんが、よろしゅうございますか。では、また戻ることもございますので、(2)に行きましよう。

(2)が農林水産業、商工自営業における男女共同参画の推進ということで、できれば今日「えるぼし」とっておられるJAからの委員さんに来ていただいて、実情を説明していただけるとよかったです。なかなかお忙しいようで、今日も出席いただいております。

JAからは毎回積極的に女性の委員さんがこれまでは来ていただいておりましたが、今期はお忙しいようで、代理の方でもいいので出していただくように事務局のほうから、もう一回連絡をお願いしたいと思います。

(会長) 活躍している女性はお忙しいだろうから、今から活躍とか、別の方でも。

来ていただかないと意味がないです。J Aの声を届ける方が必要で、その方の代理で一向にかまいません。市民代表の方の代理はあり得ないけれども、企業からであれば代理は何人でもおられるはずなので、J Aからちっとも出てきてないと言われる。「えるぼし」もとっているはずなのに。そうじゃないと、家族協定って何ですかってぴんと来ませんもんね。

ご質問でもご意見でも。

(委員) 家族経営協定というのは農業関係だけだけれども、商工自営業の方に対してのこういったものもあるんですか。

(事務局) 今のところは聞いておりませんが、そういう制度が逆にあるんでしょうか。

(委員) いえいえ。

(事務局) これは農業に関しての制度だと聞いております。

(会長) じゃあ、そこを一步踏み込んで●●委員、唐津市としてそういう制度を提案する、もしくは検討する必要があるんじゃないですか。そんなふうに委員が表情でおっしゃっている。

●●委員さんは、特殊なお仕事になられますが、年休などはどのような状況ですか。

(委員) ないです。

(会長) 完璧な自営業ですよ。

(委員) そうです。特に土日が忙しいですもんね。

(会長) ご家族での取り決めとか、そういうのはないんですか。

(委員) ちょっと今日はお参りがあるからお茶出してもらえる？ とか、当日、前日にお願いするというか。ふだんは保育園の保育士で、うちのかみさんも働いていますので。

保育園は保育園で、結局 36 協定というか、必ず毎年、3 月中に時間外労働がありますよと、従業員と話し合いの上に時間外労働とか、それでもいいですよというように形で必ず監督署に届けなければいけません。

大掛かりな農業をされていて、10 人ぐらい雇っているようなことでも、家族経営協定というんでしょうか、それは違うんですか。

(委員) 奥さん、じいちゃん、ばあちゃんぐらいでしょうか、その中で何か一筆書いたり、そういうのがあるのですか。

(事務局) 何時から何時までが就労時間であるとか、金額を決めたりとか、休みをこういうふうにとるんだというお約束が。

(委員) ああ、あるとですね。この農家人口の 1 万 3,518 人の中でも、やっぱりそういうのを結んであるところがあるわけですか。

(事務局) そうですね。それには農業者年金でよく聞かれると思うんですけども、そういうものに変更しなければならぬ方たちは進んでいるけれども、そ

れ以外の方は、担当者としては、そういう経営している人はなるべくという
か、そうしてくださいということで勧めているようではありますけれども、会長が先
ほどご説明いただいたように、何かの条件をつけないと急激には増えない
というのが実情じゃないかなと思います。だから 100%にはまだなっていない
ようです。

(委 員) 第一次産業内において雇用が発生しているところもあるんですね、農
業でも、水産業でも。そういう中で、ハラスメントというのを、自営業や農
林水産業にも入れるべきではないかなという気はします。水産関係なんか
だったら、人数が増えて、うちあたりで言ったら、魚をとる手法によっては
10 人ぐらい集まって、えさの仕掛けをしたりとかされていて、結構、そば
で何気に聞いていたら、「ちょっとこういう言葉使ったらいかんのじゃない
の」というのを聞こえたりしますので、農林水産関係もハラスメント、さっ
きの推進されたらいいんじゃないかなという気がしますが、いかが
でしょうか。

(会 長) 施策の方向(2)では、ハラスメントまでは及んでなくて、どちらかとい
うと男女共同参画のほんとうに基本的な、男女の地位の対等性を認め合い
ましょうとか、女性が参画しやすい社会を作りましょうという、ほんとうに
スタート時点のお話で確かにとまっておりますが。そこにを入れる前提づく
りのような、パワハラ防止とかいう前の、パワハラを作る環境にまずという
と変な言い方だけど、職場環境を作りましょうという話が、この施策のほと
んどのような気がしますので。入れるとすれば、この労働環境の整備のと
ころに入ることになるかと思っておりますけれども。これはどうだろう。

(事 務 局) おっしゃるとおりだと思います。委員が気づかれたところ、確かに、言葉
が方言だけとはとれないように、きつくお話をされているのを目撃された
んではないかと思ったりしますし、事実、行動が伴っている可能性があります
ので、抑制することは必要だとは思っています。ですが、現場を担当している
ものからどういう方法が一番ふさわしいのか、どういうところに入れるほ
うが抑止力になるのかということを検討させていただいて、今回どこに入
れますというような回答ではなくて、よろしいでしょうか。

(会 長) では、そういうところの問題点もあるんじゃないかという意見がありま
したということで記憶にとどめていただいて、担当課にもその情報を回し
ていただくように。

では、施策の方向(3)ワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭と地域生
活の調和)についてご意見、ご質問、何なりとお願いします。

(委 員) 一つ質問していいですか。9 ページの子育て支援の充実のところなんです
が、放課後児童クラブの整備を進めるというのがありますが、今、社協が
設置されたものがありますよね。民間業者も徐々に、NPOも立ち上がって

きているのでしょうか。

(事務局) NPOはまだ聞かないです。運営自体は社協がやっていますけれども、この整備というのは、ただ、場所が狭かったということで、どんどん場所の提供の整備をやっていたところを指していると思います。どこまで整備すればいいのか、子どもがどんどん減っていく状況でもありますので、必要なくなってくところもあると思いますけれども、そういう経営も含めての整備ではなかろうかと思っています。まだNPOまでは進んでおりません。

(委員) 都会では、共働きの夫婦は、小学校などは帰りが早いから、どうしても放課後児童クラブに預けんといかん。とても値段が高いそうですね。いくら学費が無料になっても、そっちのほうでとられるから同じことだっていうお話を若いお母さんがおっしゃっていました。社協がやっている放課後キッズ、無料かなと思ったら3,000円とられるんですね。

(事務局) 金額は別ですけども、立ち上げ当時から300円が必要ですか、それとは別にそれぞれの場所でおやつを提供するから、おやつ代として集めたりとか、そういうことがそれぞれの地域でやっぱり色があるようですね。

それから、宿題も指導できる方がいらっしゃったら、そこは宿題まで済ませて家に帰れるとか、その特徴が幾らかはあるように聞いていますけれども、情報として私が、今の状況ではなく少し前聞き及んだところですので、もしかすると、もう統一しておやつも提供していませんよとなっているかもしれませんが、以前はそういうふうには運営をされていました。その3,000円がもしかするとおやつ代だったかもしれないし、利用料とは限らないと思います。

(会長) すみません、さっき私、忘れていた。●●委員さんが先ほど(3)のところまで手を挙げられたけれども。

(委員) あまり重要ではないかもしれませんが、話が戻るのですが、家族経営協定のところで気になって、こういうのがあるんだなと思ったんですけども。

農家に嫁に行ったお友達がいるんですが、家族経営協定というのは、家族の長が絶対知っているものなんですか。把握しているんですか。こういう協定を結んでいるとか、それをちゃんと結ばれていることを確認する、そういうものがあるということは、農業に従事していらっしゃる方は大体聞いたことはあるのかなと思って。知らないんじゃないかなと思うぐらい、やっぱりお嫁さんは、やって当たり前な感じなんですね。

性別や世代による固定的役割分担意識やと書いてありますけれども、ほんとうにそのとおりで、彼女が何をやっても嫁として当たり前みたいなどころがあるので、こういう協定がせつかくあるなら、それが生きてこそじゃないかなと。

お嫁さんはいろいろ学んで男女共同参画について理解をしていますが、その上の世代とか、お父さん、お母さんに知ってもらいたいと思いましたので、こういう協定が昔からあるならば、それが生きるように広報してあげたらいいですね。

(会 長) ということをしてJAの人に聞いてもらいたいですね。

(事務局) 昔からあるわけではございませんで、ここ何年でしょうかね、10年くらいにはなります。ずっと24時間働き続けるということに着目するならば、そういう協定を結ぶことで、まずは、そういうことがいけないんだと。まだ意識が低いので、それがきっかけになってどんどん定着していくという段階ではなからうかと思えます。

まずは、この協定があること自体を知らないという人がいなくなることで、そして、全ての人、締結が必要な人は結ぶこと、それが実行されること、そのように段階が必要な状態じゃなからうかなと思えます。

ちょっと前には、農業従事者というだけで労働の条件、休みを休んでいいとか、そのまま運営されているというか、されているんじゃないかろうかとは思いますが、ぜひ教えて差し上げたいです。そういう方たちに届くような広報を私たちがやっていかなきゃいけないかなと思えます。

(会 長) 市役所もだけど、一番それがわかって、やんなきゃいけないのはJAであって、市役所がそれ以上にやることじゃないんでね。

(委 員) 就業規則みたいな文書があるわけですか、ひな形というか、協定の文書に。

(事務局) はい。

(委 員) それは全部家族の人は知っとらすわけですね。

(会 長) 選手宣誓みたいなもんです。労働契約の約束事みたいなものすごく厳しいものではなくって、それを結ぶことでお互いちゃんと尊重し合ってやっていこうねという。

(委 員) とにかく休みがないとは聞くですもんね。

(会 長) あとお給料がない。奥さんが一生懸命働くのに、農機具を買うにしても、どうお金を使うにしても、お父さんが全部決めてしまって、奥さんは家計を預かるけれども、自分のお金というわけではないから、どれだけ使っているかわからない。そしたら奥さんは奥さんで、ひと月これぐらいのお給料を上げるとか決めていく。

(委 員) 決めてあることもあるんですか。奥さんの給料は月幾らですよとか。

(事務局) もともと青色申告、白色申告という申告の中では、専従者給与という部分で、給与の、奥さんの名前で申告したものでないと認めない経費というので、経費で落とせる分というのがありますので、もともと落ちるは落ちますけれども、それを使っているか使えていないかというのはというのは定か

ではないんですね。普通は専従者給与で生活をするようなイメージを持っていただいたほうが現状に近いかなと思います。

こちらにいらっしゃるのに申しわけないんですけども、誰でも利益をたくさん出せば税金が跳ね上がる。つまり、国民健康保険税とかにまで波及するから、あまりそれ自体には利益を上げずに、経費として奥さんに専従者給与をやったんだ、経費だよということで流してしまうケースが多くて、そしてそれで生活する。そうすると、奥さんのお金では既になんじやないかなと思います。

(会長) だから農業のところにお嫁に行く人は減ってくるし、農業のおうちにいっても、パートでちゃんと自分のところに入ってくるお金が欲しいから、お手伝いせずに、ほかのところにお仕事に行くということになるんです。

それに一番取り組むべきはJAさんでね。JAさん多分、一時期は一生懸命取り組んでおられたことなので。今また農業就労者増やそうという国の取り組みがかなり予算かけてやっているの、また家族協定をさらにという促しを、ぜひとも市役所のほうからお願いしたいと思います。

ありがとうございます。では、またワーク・ライフ・バランスに戻りたいと思います。

私のほうからいいですか。先ほど●●委員さんが放課後児童クラブの整備、充実のことでお尋ねになりましたが、地域によって放課後児童クラブの質が違い過ぎる。預けている親御さんたちは、これを不満に思っておられる方もおられるし、比べようがない。なかなか、あそこはどうだ、ここはどうだってうわさで知るばかりで、でも、うちのところはあまりよくやってもらってない。かといって放課後児童クラブは、校区を越えてよそに出すわけではないんで、どうしてもここに頼まなきゃいけないから文句も言えないと。そういうお話を最近ちらほらと耳にするようになりました。

やっぱり市が絡んでの放課後児童クラブであって、民間の塾とは違いますが、ある一定基準、平均値は作っていくべきだし、そこを越えてプラスアルファのサービスがある分はいいけれども、その一定基準よりも下がる、言い方は悪いけれども、すごくいい加減なというような放課後児童クラブがあるのは問題かなと。だからそこをしっかりと、最終的には社協になるんでしょうけれども、社協の指導をしっかりと徹底していただきたい。

放課後児童クラブかかわっていらっしゃる方。

(委員) かかわりはないんだけど、相談はされるんですよ。何でもかという自分の地域は人口増が続いているからです。実は放課後児童クラブに入れない子がたくさんいるんです。

ですから、そういう保護者の親御さんは、公民館にそういう部屋を確保できないかと言われるんですが、今いかんせん建設中なもので、仮住まい

で部屋がないんですよ。対応ができないと言うしかないんだけど、でも考えると、今言われたように不公平なんですよ、同じ税金が投入されていてながら。月 3,000 円ぐらいですよ、おやつ代としてね。だから放課後児童クラブには基本的にお金はかからない、おやつ代くらいしかかからないんだけど、じゃあ人件費はどうしているかという、社協を通して、社協は当然税金ですから。

昨日、地域の小学校の運動会で、児童クラブの職員さんで知っている方と話したら、やっぱり受け入れたいけど場所がないんだと。それは、少ないところが当然あるはずですよ、でも一つの空間として確保しなくちゃいけない。場所がないんだったら、少なくとも、市がプレハブでも建ててと。将来的な人数というのは自分の地域の場合ほとんど減らなくて、30 年後もほぼ同数なんですよ。ですから、やっぱりそこは目配りをして、してくれないと。働きに行けなくて家庭の収入を落としている家庭が結構あることは、もうちょっと知ってほしいというのはあります。多分そのことに関しては、その保護者さんたちも市に話はされていると思うけれども、全然、動きはないですね。とにかく場所がない、建物がない、それで終わり。

不公平感は結構親御さんはお持ちだと思います。だから、あそこ、待機児童のところだけは書いてあったけれども、実は地域によっては放課後児童クラブの待機児童というのはたくさんいるというのが現実です。

(会 長) ありがとうございます。●●(地域内の公共施設)はがらっとしているから使えないんですか。

(委 員) 放課後児童クラブで一番大事なのは、学校の横にあることなんですよ。例えば 1 年生が歩いて●●まで行かなくちゃいけない。だから先ほど言われたように、ほかの地区が少ないからそこに行く、じゃあその子はどうやって学校終わって行くのと。学校の横だったら、児童クラブの先生が玄関まで迎えに来てとかあるんですよ。だけど、あの距離はさすがに無理だと思いますね。

(会 長) 大きな道を渡らないといけないしね。

(事 務 局) 近いうちに子育て支援課と、子ども・子育て計画の進捗状況とか、指標を何を持ってきたらいいかというようなことで、協議をしようと思っておりますので、おっしゃった放課後児童クラブの状況を、不足分であるとか、そういうものが把握できているのかどうかを確認しておきたいと思います。児童クラブの待機児童がおっしゃるように大幅にあるのであれば、ここに指標として上げてもいいかなと思いますので、検討課題とさせていただきます。

(会 長) よろしくをお願いします。

ほかにございませんでしょうか。

- (委員) 子育て支援の充実で、放課後児童クラブの整備の下のところに、幼稚園、認定こども園の整備とあるんですけども、保育園はないんですか。
- (会長) 9ページ目の真ん中のところですね。
- (委員) 幼稚園、認定こども園の整備と運営体制を充実の中に保育園とか認可保育所とかは入らないんですか。
- (事務局) これは子育て支援課から出てきている計画を書いておりますので、こちらも合わせて確認します。普通は保育園、幼稚園、こども園というふうにするところを除いているのかということを確認したいと思います。
- (会長) 多分、延長保育と入っているところを見ると、保育園は大前提、当たり前と思っているのかなど。
- (委員) 認可保育園、保育所はほとんど延長保育やっておりますので、ここに保育園も入らなければいけないかなと思うんですよね。順番はどうでもいいんですけども、幼稚園、保育園、認定こども園。
- (事務局) 今から増やすのはこども園のほうにしていくなだという市の方針を持っているのであれば、単独での保育園ではないと取れるかもしれません。
- (委員) 唐津市保育会は30数施設ありますけれども、公立が民営化されたところがあるんですが、市立、社協に関しては、認可保育所を認定こども園に移行するという園はほとんどありませんよね。
- (事務局) 整備というのが、整備するならば保育園として単独で新たに建てるという整備ではなかろうかと思えます。詳しく聞かないといけませんけれども、整備というときに、新たに作るということを想定するため、そういうところではなかろうか。そして、運営というのが、幼稚園がこども園に変更していないところがまだありますので、そのことを指しているのではないかと思います。
- (委員) 新たに作るとなった場合は、幼稚園が認定こども園にどんどん移行していますので、幼稚園が新たにできるということは、まず考えられません。ただ、認可保育所が認定こども園に移りますというようなのは唐津市保育会の中では今のところないと思えます。できたら、うちも、40年以上たちますので、変わらないというか、そういう整備をしてもらいたいなと思うんですけれども。
- (会長) では、ちょっと確認をお願いします。
- (委員) 保育園はありませんからね。保育園は外されるのかなど心配になります。
- (委員) 関連でいいですか。先ほどの待機児童の件ですが、現在、少し待機児童がいるわけですよね。今、新聞をにぎわせているのは、保育、幼稚園等の無償化になっているけれども、これは認可だけが対象になっていて、無認可の場合は対象になっていないですよね。でも、例えば唐津の場合は、無認可のところにお子さん預けられているというケースがあれば、最終的には、そこは

支援が受けられないので、そこには多分やれなくなる。そうすると待機児童がまた増えてくるんじゃないかなと思います。そのあたりは何か情報はありますか。

(事務局) きちんと調べたわけではないんですけども、単独での無認可保育園で一般の人が入る保育園は、既になくなっていくんじゃないかなと思います。今ある無認可保育園というのは、事業所内無認可保育園であって、事業者が負担をして事業従事者に提供するというところがほとんどではなからうかなと思います。

一つだけ、神田のほうに、無認可保育園と介護福祉施設とが一緒になっているところがあって、そこに一つ無認可があるかな、まだ存在するかなというくらいしか覚えがございません。ただ、おっしゃるとおり、不公平感が出てくると思います。それも当然、今回の10月1日からの分での対応を何かしらの方針を持っているかもしれません。それは確認をさせていただきます。

(委員) 無認可保育所でも幾らかは出るとですよ。全くでないんですか。いわゆる3歳以上児というかね、あれが、完全に無償化、保育料も認可保育所は3歳以上児は保育料は無償になるんですけども、無認可の場合は、以上児の全部が無償化になったかどうかはわかりませんが。

(事務局) 誤った情報をお伝えしてはいけませんので、それは調べさせていただきます。

(委員) あと一つ、私いつも区別が付きにくいのが、さっき言いました放課後児童クラブと放課後子ども教室です。公民館が主催でやっている放課後子ども教室が週2回ぐらいですかね。放課後児童クラブは毎日やっているということなんです。

この放課後子ども教室が来年から学校の規定が変わって、今まで水曜日が早く帰っていたけれども、英語が入って、5時くらいまでと遅くまでなると。だから必然的に、子ども教室というのがなくなるだろうという声も聞いたりしているんです。そうなれば、放課後児童クラブに行っていない子どもがどうなるかなというのが心配になってくるんですね。今までは週に2回公民館が6時ぐらいまで預かっていたのが。

これを一緒にできないんですかといったら、所管が違うからできないですと言われたことがあるんですけども、その辺も一緒に、例えば児童側が選ぶ、自分は水曜日と土曜日だけとかね、そういうふうにして一緒にできないのかなという気がするんですけども。

(委員) 私のほうで言いましょうか。放課後児童クラブと放課後子ども教室では全然スタートの意味合いが違います。放課後とついているので一緒かなと思われるかもしれないけれども。

放課後児童クラブは、あくまでも、親が働いていて、子どもたちが学校

から家に帰って誰もいない子どもが対象です。昔は当然、一人でいたんですけれども、今はやっぱり、いろんな危険なこともあるし、親も心配だし、逆にその子どもたちを放課後児童クラブで預かることによって、親は、例えば5時まで6時までしっかり働くことができる。だから、お父さんだけじゃなくてお母さんも働いてという、それを助けるためのシステムです。

放課後子ども教室は、スタートしたのは、週休2日制が始まったときに、子どもたちを基本的に家庭と地域に返そうということによって返したんだけど、経過措置として、子どもたちが主体的に社会体育に入るとか、自分たちで図書館に行くとか、そういうところがまだまだ難しいというのが一つと、せっかく地域に返すんだから、地域の方々に何か子どもたちと一緒に取り組んで、学習活動やスポーツ、体験活動をできないか。そして、地域のいろんな技や知恵を持っている方々の力を借りてやることで地域を活性化しようということで、じゃあどこでやろうかというときに、公民館が一番、旧市内は小学校単位ですよ、公民館。旧郡部は中学校区単位なんですよ、公民館というのは。だからそこでやろうと。

そこでどの時間帯を使うかというときに、●●に関しては土曜日しか使わないんですよ。土曜日の午前中。それは、週休2日制が始まったときに土曜日の午前中、学校に行っていたのを家に帰す。心配だから午前中いろんな活動をさせて、子どもたちを地域で育てよう。それで今、私たち●●公民館では、土曜日の午前中のみしか使っていません。放課後子ども教室はですね。

地域によっては、水曜日が昔は早帰りといって、3時とかに帰っていたんですよ、みんな、一斉に、先生たちが職員会議があるからといって。だからそこに大体組まれているところが結構多いんですよ。そこに今、6時間目授業が入ってきたり、ほかの授業の時間数が増えたことによって、職員会議は1時間くらいにして、なるべく4時くらいまで勉強させるぞとなりました。そうしたら放課後も帰る時間がなくなって、多分水曜日の放課後子ども教室は無理です、子どもはいませんという形になったんじゃないかなと思うんですよ。

だから、曜日を例えば土曜日とか、夏休みの夏季休業中に集中させるとかしながら、やっぱり地域で子どもを育てるという原点に返って話し合いをされた方がいいかなと思います。

(会 長) サークルみたいなもんなんですもんね。何か一つの地域の交流という目的のためのサークルであって、放課後児童クラブは延長保育みたいなもので、目的が違うんですよ。

(委 員) その放課後児童クラブの子が公民館のほうに出席したいといっても、なかなかやらせてもらえないというのか過去にあったんですよ。

- (事務局) 児童クラブに行っている子が教室に行きたいといってもなかなか。
- (委員) ごめんなさい。●●はそこは認めているというか、親御さんが連れてこられればですね。ですから、例えばうちは土曜日にしていますので、放課後児童クラブには、土曜日はいきません、平日は児童クラブを利用して土曜日は休みますと言え、それはできるので、その日に放課後子ども教室に来ることは何も問題ないんですよ。
- (会長) 地域によって差があるわけですね。わかりました。
- (委員) この日は休みますとか、この日は来られませんというのは、保護者がちゃんと児童クラブのほうに出されればいいんじゃないかなと思います。ただ、何も言わずに行っちゃうと、預かった以上、だめですと言われるでしょう。
- (委員) 子どもが公民館主催のほうが楽しそうだから行きたいなどいっても、だめよ、と言われて行けないという声もよくあったもんですから。
- (会長)きちんと計画立てた上で、親御さんが了解した上で契約を結んでなさることですね。それも許されていないんだったら不平等だけれども。
- (事務局) 実際の現場でそういうのを聞いたことがございますけれども、メニューによって、子どもがその時に行きたい、行きたくないというように、教室に登録をしているわけではなくというか、教室とは限らずにいいと思います、塾とか習い事でもいいんですよけれども、定期的にやるものとして認めるものではなく、今回これを作りましょう、この子はそれだけが興味があって、これに入りたんだと。それはだめですよ。それがいけないということだと思います。
- (委員)うちも単発の申し込みは受けていません。
- (事務局) それをそういうふうにお話しされた可能性があるんじゃないかなと。子どもたちが行きたいというのは結構ありますので、それは可能性があるのかなと。塾とか定期的にやるものは申し込みをしていたら休むこともできます。来るか来ないかわからないところを、責任を放課後児童クラブの指導員が負えないから、ずっと定期的なものじゃないと認めないというのはあるかと思います。
- (会長) 10ページ目がとても気になっております。介護支援の充実、高齢者支援課と地域包括支援課で相談体制充実、ネットワークを作る、情報を提供すると書いてあるんですが、高齢化に伴って、ご自宅で介護なさる方、家族で介護なさる方が随分多いです。今、ここに来られている皆さん方は、ここに来るだけの余裕がおありの方で、実際に介護していらっしゃる方はほんとうに大変な思いをされていて、ぜひとも、ネットワークを作るとか、相談体制を充実するというのは、早急に実現させていただかないとならない項目だと思います。

声を上げる方がおられない分野で、でも、今一番大切なところです。できれば、活動指標で目標数値を出していただくとか。声を上げないうちに介護している介護対象が亡くなってしまったら、それで、ああ終わっちゃったで終わっちゃうんですね。でもそういう終わり方では、全くいけないところです。

こう言いますのは、おじがパーキンソンで、パーキンソンになっているおじを、●●に住んでいるおじなんですけど、何の因果か、私がこっちに呼んできて、今、●●の施設に入ってもらっているんです。その施設は、いろんな方が、普通に高齢の方がおられて、そこには事業所内の保育所もあって、ちっちゃい子が時々うろちょろするので、おじいちゃま、おばあちゃまが目を細めて喜んでおられていますが。

佐賀県主催のパーキンソン患者と家族の交流会というのがあって、そしたらおじが、そういうのに行きたがらないと思っていたら、行きたいというんですよ。自分が次、どんな症状になるのか、次の症状は何なのかが不安でたまらないから、いろんな人の話を聞きたいと。それで行ってみたら、「5年ぶりに開かれました。次いつ開くか予定はありません」という交流会だったんです。唐津の方々だけで20人、30人、かなりの人数が集まられて、次はいつありますかと。ただ、県の動きなので、唐津だけでやることはできなくて、1回きりですで終わってしまって、皆さん方、だいぶ不満を持たれていたんですね。

唐津市にこれだけ交流の場が欲しいと言っている、パーキンソン患者だけでも二、三十人いたわけだから、介護についても市が主導で交流会を持てば、かなりの人数来ると思うんです。

皆さん方、やっぱりいろんなお話をされていて、これを定期にずっとやっていくことで、一緒にお出かけする場にもなるし、すごく意義のあることだなと思ったので、パーキンソンに限らずですが。

皆さん方それぞれ、いろんな施設に、デイサービス、ショートステイでいかれていると思うんですけども、各事業所で交流会をやりましょうというのは無理があると思うんです。これこそまさに市が主導で交流会をやる必要があるかなと思います。よほどパーキンソンは、私が手を挙げて、私が唐津をまとめましょうと言おうかと思ったんですけども、様子を見ることにして。

介護をやっている方、パーキンソンの話でいけば、パーキンソンの家族と患者の会、誰かが主導してやりましょうと言ったって、患者は大変だし、介護している家族は、自分のところの介護で大変なのに、佐賀県東ねて連絡交流会作ってくださいといたって無理なんですよ。全く無関係な人がやらないとできないことです。それが、ボランティア団体ででき

ればいいけれども、個人情報云々となってくるとなかなかできない。

となると、この介護支援の充実の中のネットワーク作りは、個人情報を取り扱うことができるのは市役所だけなので、市役所主導でぜひともやっていただきたい。ほかができることではございません。市役所じゃないとできないことだと思います。ですから、担当課に目標値を上げるような具体的な取り組みができないかということの問いかけをお願いします。

(委員) 地域包括支援課とは何をしている課なんだろうと、介護にならないと、なかなか自分から行くということがないと思うんですけども、今私たちの活動として、福祉施設に音楽を通して慰問に行ったり、グリーンケアということを見せていただいています。

そんな中、大事な友人の介護に関わることがあり、その時に初めて、介護にはたくさんの方が携わっているということを知りました。お医者さん、看護師さん、訪問看護の方、ケアマネジャーとか、そういうプランを立てる人、こんなにたくさんの方が人の病気とか、看取りに携わっているんだと。病気というのは悲しいけれども、死は温かいんだなという、この制度というか。いろんな気持ちになりました。

介護をしている方とか家族って、今言われたように24時間体制で心労も絶えないし、時間もない、働きに行けるとか何時に行けるとか、そんなのないくらい携わっている中で、やっぱりどうしても孤立してしまいがちなんですけども、行政の方で、地域包括支援課がこういうことをしているという情報を、知ることができる機会をたくさんいただきたいです。私たちも元気づけようとする努力がしているのかな、と思います。

あと、地域の人だって、専門職じゃない人でも、大切な友人だったり、ご近所さんだったり、つながりがある人のためだったら必ずできることがあるなと思います。友人として、お風呂掃除だったり、その方のマッサージとか、いろいろ友人と一緒に、あなたはこれしてという限られた、個人情報を守りながらのケアで、かかわれたということがとてもよかったなと思います。

知らなければ知らないで、今は、おばあちゃんが遠くにいたりして、亡くなるちょっと前だけ会うとかですけども、これから唐津は、地域で看取るという世代が絶対来るので、地域で大切な人のつながりを増やしていくというためにも、介護支援の充実というところで、高齢者支援課と地域包括支援課が上がっていますけれども、そこから情報を発信していただいて、それを経験した人たちでつなげていく、ネットワークを広げていくという、私たちは市民としてお手伝いできればと思います。

(会長) やらうと思えばやってあげようという気持ちを持っている人はいっぱいいるんですけども、どこにどういったいいかというのは、市役所がリードし

てくれないとわからないことなので、ぜひともここは具体的な活動にしていただきたいと思います。

本当に、市役所がやってくれないと困るの。パーキンソンの集まりで、あるお母さんと娘さんが来られたんだけど、針を刺して改善しました、どこそこの針を打てば改善しますとか、何か本当にこの人たちは何をしてきたのかなど。●●を飲んで治りましたとかおっしゃったり。みんな、藁をもつかむ思いで来られているから、その針はどこにありますかとか、●●はどこで買えますとかね。危ないぞ、これはって。だから、民間に任せるのはちょっと怖いと思った。

寝たきりの私が●●で動けるようになりましてとおっしゃるんです。そうしたら、さすがに娘さんが、それはたまたまお母さんに合っただけだよって言ってとめられたからよかったけれども、あの勢いだったらみんな帰りに●●申し込んで帰ったと思う。ちょっと危ない。だから、なおのこと市役所がリードしていただきたい。

ぜひともこの活動指標をもうちょっと具体的に、相談体制の充実ではわからない。

(委員) ワーク・ライフ・バランスで。私、前回出席をしなかったのですが、全体的に見ていて、一つ抜け落ちている視点があるのかなと思うのが、経済的な問題が男女格差につながっているのかなど。職場の中でも、その方の地位とかにしてもですね。

というのは、ある友達のご主人の扶養に入られているんです。ばりばり仕事はされているんだけど、扶養から出ない範囲でしか働けないというか、働かない。それはご主人の意思でもあるんですね。扶養の中で働いてくれと。でも、本人の力量からすると30万円、40万円もらっても大丈夫なぐらいなんです。そういう仕事の中身をしようとしているんだけど、制限している。例えば10月、11月はもう1日も職場に出られないというような方もいらっしゃる。

もう一つは、今度は雇用される側の方は、給料もうちょっと上げたほうがいいんじゃないと話したら、いやいやどうせ扶養の範囲内しかもらおうと思ってないと。そういう意識を持って働いている方もいらっしゃるんですね。

やっぱり男女雇用機会均等法とか働き方改革とか言いながらも、唐津市でできることじゃないけれども、扶養制度の問題とか、税制の問題とかをきちんと解決しないと、ほんとうに働きたい人が能力を発揮して働く環境にないのかなど、私はいつも思っています。

自分のことなんですけど、私は現役世代のときには、両方とも教員だったので、妻のほうがちょっと給料がよかったときも結構ありました。そうす

ると、同じ給料ということ、同じ仕事をしているということ、家庭の中でもきちんと役割分担するし、お互いを認め合うところも出てくるので、当然、一番最初に、ここで言えば、配偶者出産休暇もとりましたし、それは当たり前だと思っていたんですよね。育休がとれればよかったと思います。

だけど、経済的に配偶者（被扶養者）という立場でいくと、そこはなかなか男性に育休をとってよとか言えないのかなど。何か制度的な矛盾がね。育休はとりなさいとか、企業に参加をしなさいとか言っても、日本の今のシステム自体が、経営者の中にもきちんとわかってある方もいらっしゃるけれども、家庭の中でもそのシステムでずっと来てしまって、このくらいでいいという中で、取れないのかなど。

でも、やっぱりそれを変えていくには、市役所の活動指標 16 ページなんですけど、男性職員の配偶者出産休暇が 79.5、今ですが、目標値 100、すごくいいことだと思うんですが、育児参加休暇取得率が今 10.3、何なんだろうと思います。これは普通 100 にすべきだと思うんですよ。

というのは、新聞などでも、民間にはそれを求めなさいと言っていますよね。小泉さん（環境大臣）も取りますと言っているんだから、こういうときには目標は 100 にすべきだと思います。それぐらいしないと、やっぱり社会システムがどうしても女性を従属的な労働力しか捉えていない今の日本社会では、先頭を切るのは行政しかないんですよ。

それともう一つ言えば、前から私は 1 回目から言っているけれども、例えば唐津市議会の 50% は女性にすると。市長がそういう条例案を出して、唐津市は変わるんだということを言ってくればいいけれども、と願っているけれども、難しいなどは思っていますが、それくらい目標は高く持つべきじゃないかなと思います。

いろんな面から話が戻ってしまったんですが、そういうふうに全体的に見て感じたところです。

(会 長) ありがとうございます。唐津市には非常に難しい扶養控除の話が出てしまいました。国としては、扶養控除額どんどん上げていって、あれは最終的には、すごく高い金額にまで、消費税と同じように上がっていくんじゃないかなど、私も思っているところです。

今のお話の中で、唐津市のできる範囲でというところで、男性の育児参加休暇取得率、もっと高い数値でと。

(委 員) 100% がいいですね。

(会 長) それぐらい高く掲げればいいのかもかもしれません。

(委 員) 実は、私の娘の夫がメディア関係に勤めておられて、何年か前に出産したときに、「大丈夫です、育休とりますから」って。あなたどれくらい取れる？と言ったら、3日取れるって。(笑) メディアの関係の人がもっと取

らんといかんでしょう、あなたが自分から取って、どんどん、1カ月取りましたとか言ってよと、言ったことがあります。

メディア関係でさえ、取りましょう、取りましょうと言っているところでさえ、そのくらいですから、先ほどの委員さんのお話がすごいよかったなと思います。

(会 長) ぜひともたくさん取っていただきたい。じゃあ目標数値 100%で行っていただいて、では、何か全然盛り上がらないと思っていたら、あとの残り 30 分になっちゃった。盛り上がってきました。基本目標 4 に入りたいと思います。

(委 員) ここに入るのかわからないんですけども、単純にワーク・ライフ・バランスということであれば、お仕事をしている人と治療の両立支援というのが始まっているんですね。

(会 長) そうですね。

(委 員) それが 1 点と、もう一つは、可能かなと思ったのが、パーキンソンの交流会という一つの例を挙げられたんですけども、県には難病相談支援センターというのがあって、そこで病気ごとのいろんな交流会とかもやっているんです。でも、なかなか佐賀まで行けないというのがありますよね。となると、このあたりで幾つかまとめて、膠原病を全部とか、そういう形で向こうから来てもらってやるというものもあるのかなって。

(会 長) パーキンソン患者に佐賀まで出てこいってどうやってと思いますよね。では、基本目標の 4 に入りたいと思います。

(事 務 局) 資料の 11 ページをお開きください。

(会 長) 残りが 30 分となりましたので、端折れるところは端折って説明を、すみませんが、よろしく願います。もうみんな事前に読んできていますので。

(事 務 局) 男女間の暴力 (DV) のない社会づくりということで。

DV はご存知のとおり重大な人権侵害であって、今なお、特に最近大きな社会問題になっております。市としましては、まずこのような状況を改善するために、まずは DV に対して正しく理解して、周囲の協力を得られるように意識啓発や情報提供、それから予防教育を推進する。もう一つは、被害者が実際発生したときに安心して相談できる窓口の整備、それから被害者を保護するための体制の整備と、自立に向けた庁内、庁外との連携、この三つをやっていきたいと思っております。

成果指標は 12 ページのとおりです。まずは DV というのを知ってもらうということで、身体的な暴力は DV だということは皆さんよくわかってあると思うんですが、経済的 DV、精神的 DV、性的 DV もあるとか、こういったことで、とにかく認知度を上げていって、DV はいけないことなんだということをまず知ってもらうところを成果目標として掲げております。

DVの認知度は、前回の調査で88.9%でしたので、100%を目指そうと思っています。デートDVのほうですが、これは恋人間のDV（暴力）のことなんですけれども、認知度52.3%ということで、こちらも100%を目指すとは思いますが、まずは60%を目指したいと思っています。

13 ページ、現状と課題を書いております。

14 ページ、やはりDVの警察の認知件数がこれまでで最も多くなったということで、相談件数自体はいろんなところに相談窓口ができた関係ではつきがあるんですが、やはりDVの発生は増えているということがこれでわかると思います。あとはDVにつながるおそれがある、中学生の子どもたちを含めて、デートDVもありますので、県が今主体的に動いてやっているんですが、そこを市も推進していきたいと考えています。

16 ページに具体的な施策をまとめています。まずは予防に向けた意識啓発と情報提供ということで、市が持っている媒体を通しての情報発信、それから毎年行っていますがセミナーを開催したり、この中で具体的な取り組みの中の内容のところ、修正をお願いしたいところは、広報・啓発の促進のところの障がい者支援課というところが担当課になっている部分の、16 ページの上から3番目の障がい者に対するDVを含んだ虐待防止と書いてありますが、ここを障がいのある人にすみません直してください。障がいのある人に対するDVを含んだ虐待防止に関して啓発等を行う。施策の2が若年者に対するDV予防教育の推進ということで、小学校高学年から中学生などへのデートDV防止の啓発を行っていききたいと思っています。

次に、18 ページをお開きください。

相談体制の整備と被害者支援の充実というところで、市民意識調査では、DVをされたことがあるという方で、実際に相談されたという方が男女合わせて20%ほどしかおられませんでした。ということで、まだ、相談するほどでもないと思ったということもあるんですけれども、やはり相談せずに誰にも言えずに我慢している人がいるということも現状です。ということで、相談窓口の周知、相談体制の整備に取り組んでいきたいと思っています。実際被害にあわれた方が、今度は生活を再建していくために住宅ですとか、お仕事ですとか、生活費の確保、あとは子どもさんを連れてある場合は、就学の問題とか、さまざまところに課題が広がってきていますので、そういったところをなるべく、DVを受けてただでさえ追い込まれている状況にある方に添って、円滑な支援ができるように関係機関が連携して支援を行うことが重要になっています。

具体的な施策ですが、19 ページをご覧ください。

相談体制の整備と相談窓口の周知ということで、今現在、子育て支援課の中に女性総合相談窓口というのがございまして、二人専門の相談員さん

がいらっしゃいます。そちらで対応しているのですが、まずその相談窓口を周知することと、相談員さんの資質の向上。日本語が困難なときは県の通訳してくれるダイヤルがあります。それを通じて今支援しているのですが、そういった外国語での相談にも対応可能な窓口の整備を引き続き行っていきます。

先ほどの障がいがある人と同じような感じの修正になるんですが、20ページの上から3段目の地域包括支援課のところですけども、「高齢者」となっていますが、「高齢の人」というふうに「者」を外してください。

(会 長) 行政的に「者」と言わなくなっているんですか。

(事 務 局) 言葉としては、「障がい者」というのは「障がいのある人」、そして「高齢者」は「高齢の人」というふうに使うようになってきています。

(会 長) 障がい者と障がいのある人は、違うんですか。

(事 務 局) 意味として違いはないですけども、やさしく、皆さんにわかるような表現をしているのではないかと、統一で唐津はそう使いましょうというのがあります。

(会 長) 例えば障害者というのは、障害者手帳を持って認定を受けた人を言い、手帳を持たなくても、障害がある人のことも含めると障がいのある人という言い方をするとか、そういう意味ではないんですか。

(事 務 局) それも含まれて、例えば、障害者手帳と記するときには、障害者と漢字で書きますけれども、そのまま使っていますので、県とか、そういう何々事業というようなときには、障害者何々事業と使い分けています。でも、唐津の使い方としては、紛らわしくて申しわけないですが、子供という字は「供」を使わずに、平仮名で「子ども」と表現しましょうという枠の中で、高齢の人、障がいのある人と使い分けをしています。

(事 務 局) 相談窓口の周知で、相談窓口を設置していることを周知する。男性相談窓口ですとか、LGBTの相談窓口は、まだ唐津市では整備ができておりませんので、県で設置しているところの紹介をしているところです。

次に、被害者の安全確保の徹底というところで、情報管理意識の向上、よく新聞でDV被害者の情報が漏れたとかいう報道をご覧になると思いますが、情報の徹底管理のため、市の職員の意識を高めて引き続きやっていく必要があります。あとは安全確保の周知、被害者が使える制度がありますので、そういったものを周知していくこと。

それから施策の3番目、被害者支援の充実ということで、公営住宅における優遇措置、あとは子どもさんを連れている場合には、子どもへの配慮や支援、あとは就業支援制度に関する情報の提供、こういったものを被害者支援の充実の中に掲げております。

22 ページ、被害者の保護・支援に向けた関係機関との連携。DV被害の

早期発見のためには、医療機関とか教育機関、福祉機関との連携が必要不可欠となっておりますので、そういったさまざまな機関との日ごろからの連携の強化を図っていく。それから、DVが起こったときには、とにかく円滑に支援ができるように連携を強化していくということです。

26 ページに具体的な施策をまとめていますが、関係機関との連携の強化、それから苦情に対する適正な対応を掲げております。

以上です。

(会 長) では皆様、残り 20 分間となりました。密度の濃いご意見をよろしく願っています。ばんばん手を挙げていただいて構いません。

(委 員) 前回、私は参加しなかったんですが、今回の中にも災害時におけるDV防止という項目がありますけれども、何か違和感があって、ずっと気になっているんですけれども、DVって基本的にドメスティックバイオレンスですか。

(事 務 局) 災害時におけるというのは、災害時には性暴力が増えるので、そのことを。

(委 員) それをDVって言うんですか。

(会 長) 災害時のDVという言い方ではなくて、災害時の性犯罪という言い方のほうが、よりわかりやすいんじゃないかと吉村委員さんはおっしゃっておられます。

(委 員) 性犯罪だけじゃないんです。経済的なものとか、災害復興のときにそういうのが出てきますので、性犯罪だけでなく。

(会 長) 性暴力やDV防止とやっぱり二つ、16 ページの下から3段目のところに、災害時におけるDV防止の啓発推進というところには、避難所での性暴力やDV防止の啓発を行うと書いてあるけれども。

(委 員) 第3次計画は、男女間の暴力のない社会づくりというのは、方向性として男女間のあらゆる暴力を許さない社会づくりの意識啓発と情報提供で、例えば子どもを巻き込んだDV防止とか、子どもが性暴力に合わないための啓発とかいう内容だったんですけれども、DVと書いてあるけれども、ほんとうにそれでいいのかなと。

(会 長) 吉村委員さんに続けて私も。今、吉村委員さんがおっしゃったところが何となくはっきりしないなど。地域防災にかかわる人や自主防災組織にかかわる方に、避難所での性暴力やDV防止の啓発を行う。何となく意味がはっきりしない。避難所運営にDV予防の視点を入れるというような書き方であればわかるんだけど、何かこれだと、どう活動されるのかが、危機管理防災課もわからないんじゃないかしら。わかりますかね。この人たちに避難所での性暴力やDVを防止するのよって言ったところでね。もっと具体的に。

(委員) これはまず災害時だけではなくて、災害復興時にも入れたらいいんじゃないかと思います。復興時にもDVとかよくありますので。

(会長) 災害発生以降のDV防止とか。

(委員) 災害時、災害復興時においてDV防止啓発を行う。

(会長) 地域防災の方にDV防止の啓発を行うでは、何かすごくもやっど。その方々がDV防止の啓発でもって意識を持たれるのは当たり前で、その意識を持った上で何をやるかがこの内容のところには来るべきです。

これは事務局が考える必要はなくて、危機管理防災課に、こうじゃなくて、その視点に立って危機管理防災課はどういうことを考えておられますかという次の段階を。ここは多分、男女参画・女性活動推進課も混じっているからこういう文章になっていると思うんだけど、男女参画云々を外して、危機管理防災課として具体的にどういう取り組みを考えておられるかを、もう一回確認していただきたい。

(委員) これは施策の1の、前回私が休んだ時のところで詳しく出てくるのではないんですか。

(事務局) 地域防災というところですかね。

(会長) 2の安全安心の社会づくり。ここ外しますかということですかね。それかこれをもしその意識が2番の(1)の中に入っていないければ、そこに。

(事務局) 2番の(1)にも、職員や自主防災組織に対する避難所におけるDV防止啓発というのは掲げては当然いるんですけども、特にそういうところで起こることが、平常時よりも起こりやすいからというところで、さらにもう一回強くいうというところで16ページには入っているんだと思います。強く意識をするというところでやっているんだと思いますけれども。

(会長) 全く取り組みが違う課の二つが担当課として入っていて、どっちつかずの内容になっているので、ここは男女共同参画課は外していただいて、危機管理防災課としてどういう取り組みをなさるのか。どっちにするか、分けたほうがいいかなと思います。

デートDV防止の啓発で学校教育課がデートDV防止の啓発を行うって、啓発を行うって具体的にどうするかを書いてもらいたいところだけでも、勉強会をなさるといことですね。それはまた後の計画段階で出てきますね。楽しみにお待ちしております。

ほかにご意見いかがでしょう。

(委員) 11ページのところで、基本的な考え方、男性子どもとくっついてますけれども、男性の間に「や」を入れたほうがわかりやすくなるのかなという感じがします。

その下のほうに、このような状況を改善していくために、まずはDVに対する正しく理解して、これは文章的におかしい、「DVを正しく理解し」

とか何かそういう形で。

それと13ページが中ほどに、「男女間の暴力を未然に防止するとともに」、次のところですが、「暴力が発生したときは早期に発見し」って、ほかの言い方のほうが、まどろっこしいというか。

(会 長) 「暴力を早期に発見し」。

(委 員) そうですね。

(事 務 局) 発生は要らないですね。

(会 長) 「未然に防止し、暴力を早期に発見し、適切な支援につなげる」。

(委 員) そして、活動指標の17ページ、この中で自主防災組織とか、要するに支援団体、区長さんあたりにもしっかりと勉強していただきたいなという気がしますので、支援団体とか入れられたらどうかなど。

(会 長) 続けてどなたか。講演会の参加人数が74人って、何の講演会の何の74人ですかという質問はないですか。(笑) これは何ですか。どの講演会を指すんですか、DVの講演会？

(事 務 局) そうですね。

(会 長) 74人というのは、参加者が74人きりだったということですか。

(事 務 局) そういうことですね。市のDVセミナーが48人と職員研修が26人だったので、合計で74人だったんですけれども。

(会 長) じゃあ内訳も書いていただければ。DV予防何とか研修会、これは唐津市が行った分ですよね。県が行ったものとかも含めればもっと。意識啓発74人だったかって言われないように。誤解のないように書いていただければ。

(委 員) 覚えといてもらいたい方たちいっぱいいらっしゃるんですが、特に民生委員さんなんか特に覚えてきていただきたいことなんですが。

(会 長) ほんとうに民生委員の皆さん方には、義務として年に1回は男女共同参画の意識を高めるための講座を受けていただく、これは絶対必要ですね。

そして、私から27ページの職員向けDV関連研修会等の開催数、年1回と書いてあるんですけれども、これは年1回希望者なんでしょうか。それとも対象を例えば新採の職員に限定してなんでしょうか。

(事 務 局) 窓口関係部署が窓口に従事している職員です。

(会 長) じゃあ当たり前の話で、これは全然掲げるのもお恥ずかしい話で、当たり前のことでございますので。市職員向けのDV関連研修、職員全体を対象に年に何回か分けて、最終的に2年かかって全職員が受けるとか、そういうプログラムであれば、ここに載せる意味もあるかと思えます。

(委 員) 20ページの聴覚障がいのある人に対して手話通訳はわかるんですが、視覚障がいの方は、この「あらゆる障がい」の中に含めるということですね。

(委 員) 現状と課題の13ページです。7月、8月にいろんなニュースがあった中で、児童虐待の、9月は裁判があって、その児童虐待の男性はDVも行って

いたと。やっぱりDVをするというのは、強権的な力で自分の支配下に置くということですから、それは女性に対してもだけれども、弱い者、子どもに対しても同じことが起きているんですよね。

その方々の成育歴を見ると、同じように親から虐待をされています。昔で言えばしつけとか、いろいろな言葉で言われたかもしれないけれども、今で言えば虐待ですよね、暴力、体罰だと思うんですけれども。そういう視点をどうせ出されるなら、ここに出していくべきかなと。

そうしないと、男女間だけのDVじゃなくて、家庭の中でのDVが児童虐待にもつながっていて、死を招いているということにもなるし、それがまた、世代を重ねて続いていくという現実も実際にあるわけです。そこを見ていくと、今度、児童相談所との連携とかも書いてあるし、民生委員さんとか今出ているんだけど、警察とか、いろんなところでの連携にももうちょっとつながっていくかなと。

連携のあたりは、私たちも新聞報道しか見ていないけれども、今から出てくる動きにもう少し対応される方がいいかなと思います。せっかく現状と課題と書いてあるので、そのあたりはいかがでしょうか。

(会 長) 事務局にかわってお答えしますと、DVはあくまでもメインになるのが男女間であって、その男女間のDVを防ぐことが、ひいては児童虐待の防止にもつながるとするのは、委員さんのおっしゃることはもちろん理解できるんですが、あくまでのDVの目的とするのは男女の暴力を防止すること、それが結果として児童虐待も防ぐことになるんだということを、ここに書いたほうがいいと言われているのかな。

でも、それは結果としてそうなることであって、あくまでも児童虐待をなくすためのDV予防ではなくて、今被害を受けている第一の女性の人権と生命をいかに守るかということに、やっぱり目標は設定しておく必要があります。最終的に子どもを守るためにDVもなくさなきゃいけないんだよというような捉え方をされると困るので、私はここはDVは男女に特化して書いたほうがいいのかなと。

反対に13ページが男女間のあらゆる暴力の根絶といいながら、デートDVの話に文章の半分以上を割いているということは、行き過ぎている気がしています。デートDVというのは、もっと教育のところで、子どもたちに人権の意識のほうで植え付けるところで、ここはやっぱり男女間のDVをもう少し文章も増やしてもらいたい。

よっぽどデートDVが唐津市気になっているんだなと。そもそもデートDVという言葉自体、私は使っちゃいけない気がしています。ソフトレイプという言葉が、そんなのおかしいというので使わなくなって、そのかわりに、今、デートDVという言葉に直したんだけど、デートって

つくつとロマンティックになるんですね。子どもであってもDVだという、性暴力であってデートDVではないですもんね。

(委員) さっきの件の相談体制の整備というのが一つありますけれども、被害者支援なんだけれども、実は加害者支援も必要なんだという視点かなと思うんです。

(会長) どこかに挙がっていましたね、加害者の。

(委員) この18ページから見る限りでは、あらゆる人に対する相談ではあるんですけれども。

(会長) そうか、出ていたのは19ページのアンケートの中に、加害者を更生させる制度を整えるが入っているんですね。そして、それについては、多分前回話も出たんですが、加害者を更生させることが必要だというのは認識しているけれども、そこまで唐津市のレベルで手が回らないと。県はその取り組みを今始めているので、県にそれをつなぐということで今は対応するしかありませんという回答を事務局からもらっています。

LGBTについても同じですね。すべての自治体がやる必要はなくて、実際にはLGBTの相談は、唐津市や佐賀県の窓口にするよりは、皆さん福岡市の窓口で相談に行かれています。わからない人に相談するよりわかる人に相談した方がいいんで、ただ、介護というのはその自治体が担うべきことなので、それはやっぱり各自治体で相談窓口は設ける必要があるんだと。

(委員) DV被害者は、フラワーデモという形で立ち上がっていますよね、佐賀でも。

(会長) 随分と意識が変わってきて、経済的な強さと家庭内の意見を言う力というのは、多くの人が釣り合っています。権力も一緒で、お金のあるところという。

4時になりました。言い残したことはおありではございませんか。よろしゅうございますか。

(委員) 話がまだ終わっていないんですけれども、男女共同参画の事業のお知らせを最後にしてもいいですか。

今日学んだことなんですけれども、DVと貧困と引きこもり、この3点に取り組んでいらっしゃる、DVに関しては、佐賀県DV総合対策センターの所長さんが、引きこもりに関しては、NPOスチューデント・サポート・フェイスから、貧困については、管理栄養士の方が三者会談での講演会をします。言われていたように、それぞれ世代間連鎖というところが共通しているので、貧困、引きこもり、DV、この3点を扱った講演会を12月2日月曜日の午後1時半から3時まで、ひれふりランドの2階の和室で行いますので、よろしければここにいらっしゃる皆さん、ご予約を空けて

聞きにきていただけたらうれしいです。ありがとうございます。

(会 長) 12月2日前に集まりはありましたか。

(事 務 局) あります。

(会 長) じゃあ、そのときにはチラシを。せっかくこの委員会の委員として入って、一般の唐津市民の皆様方が知ることのない、市のいろんな情報を手に入れることができますので、ネットワークをどんどん広げていただければと。そして、ここで意見を言っていたくのもひとつ皆様方をお願いしたいお仕事ではありますが、唐津市がどんな取り組みをしているか、ほかの皆さん方がどんな取り組みをしているかということをお帰りになった周囲の方に知らせていただくというのも、皆様方に期待をする非常に重要なお仕事だと思っておりますので、どうぞ各地域、職場にお戻りになりましたら、唐津市はこういうことを今やっているよということをお帰りに広げていただきたいし、12月2日につきましても、どうぞ、チラシができてからでも間に合うと思うけれども、どんどん広げていただきたいと思えます。

今日は大変活発なご意見いただきましてありがとうございました。

では、事務局まとめをお願いします。

(事 務 局) 池田会長、議事進行ありがとうございました。事務局を二人でやっていますので、偏った意見になりがちです。皆様の意見を頂戴したものを検討して、宿題たくさんいただきましたので、回答は次回ということで、全体を見直すことにしたいと思います。

本日の会議はこれで終了いたします。皆様には長時間にわたりご協力いただきましてありがとうございました。

次回の会議は、10月30日水曜日14時からになります。これで一旦最後まで行きましたので、次回は全体像ということでお見せすることになります。よろしく願いいたします。